

# 合特法に基づく合理化事業の推進協議会設置要綱

平成24年8月31日制定

(設置目的)

第1条 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号。以下「合特法」という。）の趣旨に基づき、一般廃棄物処理業等（し尿（浄化槽汚泥を含む。）の処理業をいう。）の業務の安定の保持と廃棄物の適正な処理を確保することを目的として、合特法に基づく合理化事業の推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 防府市合理化事業計画の策定に関すること。
- (2) 防府市合理化事業計画の実施状況に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、会長は生活環境部長、副会長は上下水道局長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(補助組織)

第6条 第2条の事務を円滑に遂行するため、協議会に担当者会議を置く。

(担当者会議)

第7条 担当者会議は、クリーンセンター所次長の職にある者及び別表第2に掲げる役職にある者が選任した関係者をもって構成する。

2 担当者会議の議長は、クリーンセンター所次長の職にある者をもって充てる。

3 担当者会議は、議長が必要に応じ招集する。

4 議長は、協議会の会議に出席し、担当者会議における調査及び検討の結果を報告しなければならない。

5 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、会長の指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、生活環境部クリーンセンターにおいて処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1

|               |
|---------------|
| 生活環境部長        |
| クリーンセンター所長    |
| クリーンセンター所次長   |
| クリーンセンター所次長補佐 |
| 上下水道局長        |
| 上下水道局次長       |
| 上下水道局下水道課長    |
| 上下水道局総務課長     |
| 防府環境設備株式会社    |
| 株式会社ホーエー      |

別表 2

|                 |
|-----------------|
| クリーンセンター所長      |
| 上下水道局長          |
| 防府環境設備株式会社代表取締役 |
| 株式会社ホーエー代表取締役   |